令和7年度 伝統的工芸品産業支援補助金 (災害復興事業を除く) 【公募要領】

【受付方法】

補助金申請システム「Jグランツ」、電子メール、それらを利用できない特段の事情がある場合は郵送による申請を受け付けます。

J グランツでは、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。

なお、J グランツの利用にあたっては、G ビズ ID の取得($\underline{https://gbizid.go.jp/top/}$)が事前に必要となり、当該 ID 取得には2~3週間を要するので注意して下さい。

【受付期間】

公募開始日:令和7年1月7日(火)

公募締切日:令和7年1月28日(火)17時必着

※J グランツでの申請は、同 17:00 までに申請を実施したもの。

電子メール、郵送での申請は、公募締切日の17:00までに到着が確認できたもの。

※補助事業を申請するためには、公募締切日の1ヶ月前までに、伝産法の規 定に基づく各種計画の申請を自治体に提出、若しくは認定を受けているこ とが必要となります。

【公募書類の提出先及び問い合わせ先】

申請者の事業所等の所在地を管轄する各経済産業局(詳細は P.19 参照)

- ※本事業は、令和7年度予算に係る事業であるため、予算の成立以前において は、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とします。
- **※**本公募要領は、J グランツのホームページからもダウンロードできます。 https://www.jgrants-portal.go.jp/

令和7年1月

経 済 産 業 省

目 次

— .	伝統的上云品産業文技補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	. 目的
2.	補助対象事業/補助対象者/補助率
3.	. 補助金交付額
4.	. 補助対象経費
5.	補助対象経費全般に渡る留意事項
6.	. 補助事業期間
7.	. 申請方法
8.	補助事業実施にかかる手続きの流れ
9.	補助事業者の義務
10	. その他
=.	受付先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・20
各組	経済産業局
=	計画書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

・ この公募要領において使用する用語は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(昭和49年5月25日法律第57号) において使用する用語の例による。

一. 伝統的工芸品産業支援補助金について

1. 目的

本補助金制度は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「伝産法」という。)」に基づき、組合、団体及び事業者等が実施する事業に要する経費の一部を国 が補助することにより、伝統的工芸品産業の振興を図り、もって国民生活に豊かさ と潤いを与えるとともに、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資す ることを目的としています。

2. 補助対象事業/補助対象者/補助率

補助対象事業は、次の(1)~(5)のいずれかに該当する事業です。補助対象者(※)は事業により異なりますが、<u>伝産法の規定に基づき各種計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等となりま</u>す。各種計画の認定を受けていない組合、団体及び事業者等については、<u>公募締切日の1ヵ月前までに次の(1)~(5)に該当する計画の申請を行ってください</u>。

※ 補助対象者は、各種計画の作成及び事業の遂行に責任を持ち得る日本に拠点を 有する者であることが必要です。また、組合・団体・グループ等の場合、その 構成員の意思が十分に反映されている組織であることが必要です。

(1)振興計画(伝産法第4条)に基づく事業

①後継者育成事業

イ:後継者・従事者育成事業 [補助率:1/2以内](※1)

ロ:若年層等後継者創出育成事業[補助率:2/3以内]②技術・技法の記録収集・保存事業[補助率:2/3以内]③原材料確保対策事業[補助率:2/3以内]④需要開拓事業[補助率:2/3以内]⑤意匠開発事業[補助率:2/3以内]

【補助対象者】特定製造協同組合等(※2)

- ※1 伝産法第2条により指定された地域(以下、指定地域)又は製造協同組合等において、伝統的工芸品の製造を行う従事者数が60名以下、又は企業数(事業所数)が20社以下の場合は、補助率2/3以内。
- ※2 特定製造協同組合等とは、指定地域において、当該伝統的工芸品を製造する 事業者の1/2を超える者がその直接又は間接の構成員となっているもの。

(2) 共同振興計画(伝産法第7条)に基づく事業

①需要開拓等共同展開事業 [補助率:2/3以内]②新商品共同開発事業 「補助率:2/3以内]

【補助対象者】特定製造協同組合等及び販売事業者・販売協同組合等(※3)

※3 販売事業者とは、伝統的工芸品を販売する百貨店・専門店・小売店等

(3)活性化計画(伝産法第9条)に基づく事業

○活性化事業 「補助率:2/3以内]

【補助対象者】製造事業者又はそのグループ(※4)及び製造協同組合等(※5)

- ※4 グループは、団体規約等を有する任意団体であることが必要。
- ※5 製造協同組合とは、特定製造協同組合以外の組合。

【事業内容】

一つの産地内において、技術を生かした新商品開発、新たなライフスタイルの提案等による需要開拓(例:和食文化等との連携による伝統的工芸品のPRにつながるもの)、消費者への適正な情報発信、技術・技法の改善、原材料についての研究、従事者の研修等の取組を通じ、伝統的工芸品産業の活性化に資する事業。(※6)

※6 産地の実態に応じ、斬新かつ先進的な取組であって、他の製造事業者等のモデルとなるようなものであり、振興事業等との関連に留意し、効果的に実施されるよう十分に検討しているものであること。

(4) 連携活性化計画(伝産法第11条)に基づく事業

○連携活性化事業

[補助率:2/3以内]

【補助対象者】製造事業者又はそのグループ及び製造協同組合等であって、他の伝統 的工芸品の製造事業者や他の業種の事業者等と共同して事業を行う者。

【事業内容】 複数の産地が連携して実施する上記活性化事業。

(5) 支援計画(伝産法第13条)に基づく事業

①人材育成・交流支援事業 [補助率:1/2以内]

②産地プロデューサー事業 「補助率:1/2以内]

【補助対象者】伝統的工芸品産業の支援事業を実施しようとする事業者・団体等

- (例) ①学校法人、第三セクター、NPO 法人等
 - ②プロデューサー、デザイナー、コーディネーター、コンサルタント等

【事業内容】

①人材育成·交流支援事業

中長期的な観点から、総合的かつ効率的な人材育成システムを確立し、後継者の確保・育成を図る事業や、消費者等との交流促進を目的とした事業。(※7)

- ※7 事業実施にあたっては、振興計画に基づく後継者育成事業等と十分な調整 を図ること。
- ②産地プロデューサー事業

伝統的工芸品産業の振興を支援するために必要な専門的知識・ノウハウ等を有する者が、自ら産地に入り込んで、産地の製造事業者等とともに新商品の企画、需要の開拓、従事者の資質向上等のための取組(※8)を行い、産地全体を総合的にプロデュースする事業。

※8 産地の実態や課題を的確に分析・把握し、産地の製造事業者等と協力しつ つ、現代の消費者ニーズ等を踏まえた先進的な取組を実施することにより、 従事者の資質の向上、需要の拡大等の効果を具体的に挙げることが見込ま れるものであること。

補助対象事業 一覧表

冊中	力对象事業	見衣		T	
計画	事	军業名	事業内容 (例)	補助対象者	補助率
(1)振興計画	①後継 者育成 事業	イ:後継者・ 従事者育成 事業 ロ:若年層等 後継者創出	従事者の技術力向上等を目的とした研修事業等。 ※日々の業務上の指導は対象外(カリキュラムを設定した研修のみが対象) 将来の従事者の育成・確保を目的とした研修事業・製作体験事業等。	特定製造協同組合等	1/2 以内 P. 1 ※1参照 2/3 以内
	②技術・ 収集・保	育成事業 技法の記録 投存事業	伝統的な技術・技法の記録・保存を目 的とした資料作成事業。(映像・文書・ データベース等。)		2/3 以内
	③原材料 業	₩確保対策事	原材料の安定確保を目的とした調査事業。(将来的な供給状況や代替材料の調査等。)		2/3 以内
	④需要開	拓事業	普及啓発及び販路開拓等を目的とした事業。(展示会(伝統工芸に関するもののみの展示に限らず、食との連携などにより伝統的工芸品のPRに資するものも含む)・実演会・製作体験・コンクールの実施等。)		2/3 以内
	⑤意匠開	月発事業	商品開発及び販路開拓等を目的とした事業。(デザイナー等専門家を活用した新商品開発および求評会の実施等。)		2/3 以内
(2)共同振興計画	①需要開 開事業	打等共同展	普及啓発及び販路開拓等を目的とした事業。(展示会(伝統工芸に関するもののみの展示に限らず、食との連携などにより伝統的工芸品のPRに資するものも含む)・実演会・製作体験・コンクールの実施等。)	特定製造協 同組合等及 び販売事業 者・販売協 同組合等	2/3 以内
	②新商品 業	出共同開発事	商品開発及び販路開拓等を目的とした事業。(デザイナー等専門家を活用した新商品開発および求評会の実施等。)		2/3 以内
(3)活性化計画	①活性化	(事業	伝統的工芸品産業の活性化を目的とした事業。(後継者育成事業、技術・技法の改善事業、原材料の調査研究事業、需要開拓事業〈海外展開を含む〉、新商品開発事業、情報発信事業等。)	製造事業者 又はそのグ ループ及び 製造協同組 合等	2/3 以内

$\overline{}$	①連携活性化事業	他産地と連携し、伝統的工芸品産業の	製造事業者	2/3 以内
4		活性化を目的とした事業。(後継者育	又はそのグ	
連携		成事業、技術・技法の改善事業、原材	ループ及び	
(4)連携活性化計		料の調査研究事業、需要開拓事業〈海	製造協同組	
性 化		外展開を含む〉、新商品開発事業、情報	会等であっ	
		発信事業等。)	て、他の伝	
画		光旧	統的工芸品	
			,	
			の製造事業	
			者や他の業	
			種の事業者	
			等と共同し	
			て事業を行	
			う者。	
5	①人材育成・交流支	従事者及び将来の後継者の育成・確保	伝統的工芸	1/2 以内
) 支	援事業	と、消費者等との交流促進を目的とし	品産業の支	
(5)支援計		た事業。	援事業を実	
計画			施しようと	
			する事業	
			者•団体等。	
	②産地プロデューサ	専門的知識・ノウハウ等を有する者	伝統的工芸	1/2 以内
	一事業	が、自ら産地に入り込んで、産地の製	品産業の支	
		 造事業者等とともに新商品の企画・需	援事業を実	
		要開拓・従事者の資質向上等のための	施しようと	
		取り組みを行い、産地全体を総合的に	する事業	
		プロデュースする事業。	者・団体等。	
		ノ・ノーノ・ノンサ木。	п mi	

^{※ &}lt;u>上記各事業については、ECサイト等Web上での事業も対象とする。</u>

3. 補助金交付額

本補助金制度における、交付額の上限・下限は以下のとおりです。

	原則50万円
 補助金交付額	※補助率2/3の場合、補助対象経費75万円以上であること。
	※補助金申請額が50万円以下の場合、費用対効果の観点から十分な理
【下限】	由があれば、補助対象とすることを検討します。
	各経済産業局にあらかじめご相談下さい。
	原則2,000万円
補助金交付額	※補助率2/3の場合、補助対象経費が3,000万円以上であっても、
【上限】	国庫補助金は2,000万円。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表に掲げる経費です。

計	事業名	補		
画名	(経費区分)	経費内容		補助率
		 イ:後継者・従	· · 事者育成事業	
		研修講師謝金	講師謝金	1/2 以内
		研修講師旅費	講師旅費	場合によ
		研修旅費	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地 外研修実施分に限る)	っては、 2/3 以内
		研修教材等諸費	テキスト代(資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料	P. 1 ※1参照
		口:若年層等後	後継者創出育成事業	
$\frac{1}{2}$	(大)	研修講師謝金	講師謝金	
振興計画	①後継者育成事業	研修講師旅費	講師旅費	
画	事 業	職員旅費	事務局員打合せ旅費	
		研修旅費	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地 外研修実施分に限る)	2/3 以内
		実習·指導費 等	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、機器・道具類借料、車両借上費(複数の実習会場間移動限定)、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費	
		広報費	募集案内・ポスター作成費又は委託・外注 費、発送費	

②技術・技法	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費 ※補助事業実施主体に対する委員謝金は補 助対象外。(以下全ての委員・専門家謝金 に適用)	2/3
保 の 存 事 業	資料収集費	文献等購入費、作品購入費、文献等借料	以内
未	記録メディア 等、記録文献作 成費	専門家謝金、印刷製本費、記録メディア等・ 記録文献作成費、委託・外注費	
③ 事 原	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
業材	研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費	2/3 以内
料確保対策	原材料開発研究 調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、委託・外注費	
	企画会議費 展示会開催等	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 ※専門家謝金・専門家旅費については、会議開催時だけでなく、事業全体を通じて その遂行に必要な指導・助言等を受けた場合に補助対象とする。(以下全ての専門 家謝金・専門家旅費に適用)	
④需要開拓事業	事前準備費	通信連絡費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	2/3 以内
業	展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱 包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃 金、保険料、委託・外注費、知財権出願関連 費、展示会場内において実演等を行う場合 の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要 最小限の量)	
	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議 費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印 刷費、報告書作成費、翻訳費	

i		1		
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
	(5)	意匠開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家委託・外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費	
	⑤意匠開発事業	求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等)、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料	2/3 以内
		求評会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議 費、成果アンケート調査用紙印刷費、アル バイト賃金、印刷費、報告書作成費、翻訳費	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
	① 需	展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、 通信連絡費、印刷・広報費(ポスター・パン フレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・ 案内状作成費、発送費、掲載費等)、アルバ イト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	2/3
(2) 共同振興計画	①需要開拓等共同展開事業	展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包 及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、 保険料、委託・外注費、展示会場内において 実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅 費、原材料費(必要最小限の量)	以内
	業	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議 費、印刷費、アルバイト賃金、資料印刷費、 報告書作成費、翻訳費	

		企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
	② 新	新商品開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家委託・外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費	
	②新商品共同開発事業	求評会開催等 事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等)、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料	2/3 以内
		求評会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議 費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印 刷費、報告書作成費、翻訳費	
(3) 活性化	①活性化事業		事業に要する経費であって、当該実施事業 内容から経済産業局長が必要であると認め た経費。	2/3 以内
化計画	業		※振興計画に基づく、各事業の補助対象経 費を参考とすること。	
(4)連携活性	①連携活性化事業		事業に要する経費であって、当該実施事業 内容から経済産業局長が必要であると認め た経費。	2/3
活性化計画	性化事業		※振興計画に基づく、各事業の補助対象経 費を参考とすること。	以内
(5) 支援計画	①人材育成・交流		講師謝金、講師旅費、研修教材費、資料収集費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等)、通信運搬費、借料及び損料、光熱水料、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費	1/2 以内

②産地プロデューサー事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費。 ※人件費単価は、原則、健保等級に基づいて算定し、補助事業従事時間は、「補助事業従事時間は、「補助事業従事日誌」により証明すること。なお、計上できる時間は、産地プロデューサー等が「支援地域に於いて活動した時間」、「打合せや展示会出展など活動実績が書類等により確認できる時間」のみとする ※事業費については、振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発	1/2 以内
	※事業實については、振興計画に基つく、 後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発 事業の補助対象経費を参考とすること。	\$

- ※ 上記各事業については、ECサイト等Web上での事業も対象とする。
- 5. 補助対象経費全般に渡る留意事項
- ●補助金の支払いについては、原則補助事業終了後の精算払となります。
- ●各補助事業の成果が本補助金制度の目的に資するものではない場合、<u>補助対象経費</u> として認めない場合があります。
- ●補助事業を行うにあたっては、<u>当該補助対象経費が明確に区分できるよう経理を行うとともに、その収支の事実を裏付ける証拠書類を整理してください</u>。(海外渡航費については、支出の証明書類として、航空券の半券、パスポートの出入国記録のコピー等が必要となります。)
- ●帳簿等の証拠書類は、事業の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- ●単価50万円以上の取得財産については、一定の期間、処分制限があります。なお、期間内に処分しようとするときは予め各経済産業局長の承認が必要です。
- ●補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。

掲載アドレス: https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

●収支の事実は、客観的に確認できることが必要です。<u>原則として、支払い方法は銀</u> 行等の預金口座への振込とし、現金決済は認められません。やむを得ず現金決済を 行う場合は、事前に各経済産業局に相談し理由書を提出して頂く必要がありますが、 場合によっては補助対象外となります。

- ●補助事業終了後の補助金額確定に当たり、<u>補助対象物や帳簿類の確認ができない場合については、補助対象外となります。</u>
- ●旅費(海外渡航費含む)について、補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、按分等の方式により当該補助事業に係る部分のみを補助対象とします。
- ●自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除(当該調達品の製造原価等)しなければなりません。(例えば、新商品試作品を組合内で行う場合は、労務費は除いた製造原価のみが補助対象経費となります。)
- ●事業参加者からの参加料など、補助事業における収入及び収益の発生が見込まれる場合は、事業計画書の「補助事業に要する資金調達方法」の「自己調達資金等/その他(参加者負担金等)」欄に予めその額を記載する必要があります。
- ●補助事業実施期間中に補助事業において生じた利益が補助事業において生じた事業者負担額を上回る場合は、事業者負担額を上回った額を補助金確定額から減額します。
- ●<u>暴力団排除に関する以下の事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対</u>象とはなりません。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ●以下については、補助対象になりません。
 - ▶ 本事業期間内に、同一の事業について、国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業。
 - ▶ (一財) 伝統的工芸品産業振興協会が主催する展示事業等の参加費用。「伝統工芸 青山スクエア」を利用した展示事業。

- ▶ 交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費。
 - (注) 出展料等の請求書の発行日及び支払日が交付決定日前となる場合には、補助 対象となりません。ただし、出展申込を交付決定日前に行い、交付決定日前 に補助事業者に出展料等の支払義務が生じていない場合には、補助対象とな ります。
- ➤ 不動産購入や生産のための設備購入費用、パソコンやサーバの購入費、補助事業者 の事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料。
- ▶ 振込手数料。
- ▶ グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された旅行料金。
- ▶ 海外渡航(旅行)保険料。
- ▶ 外国からのバイヤー等招聘旅費。
- ▶ 消費税・地方消費税。
 - (注1) 非課税・免税事業者及び消費税法の規定により消費税額の控除の特例が 適用される者は補助対象とすることができます。(対象者であるかどうか は、各経済産業局担当窓口にお問い合わせ下さい。)
 - (注2) また、課税売上割合が低い等の特段の理由により、消費税仕入控除税額 の確定後に報告及び返還を選択される者は補助対象とすることができま す。

6. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から当該年度末(令和8年3月31日)までとなります。また、交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

7. 申請方法

本補助金では、補助金申請システム「Jグランツ」、電子メール、それらを利用することができない特段の事情がある場合には郵送の、いずれかの方法で申請を受け付けます。

Jグランツでは、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。

また、Jグランツの使用にあたり、設立登記法人及び個人事業主以外の申請者 (登記法人ではない実行委員会、組合など) は、システム利用に必要な G ビズ ID の取得ができませんので、代表申請者を決めていただき当該法人の法人番号等を 用いて申請を行って下さい。

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

Jグランツで申請する場合は、<u>補助金申請システム(jGrants2.0)操作マニュアル</u>を参照してください。

電子メール、郵送で申請する場合は、伝産法の規定に基づく各種計画を提出した 地方自治体を管轄する経済産業局までお問い合わせください。(P.19 参照)

(2) 受付期間

令和7年1月7日(火)~1月28日(火)

10:00~12:00 及び 13:00~17:00 /月曜~金曜(土日祝日を除く)

- %J グランツの場合、公募締切日の 17:00 までに申請を実施したもの。J グラン ツの利用にあたっては、G ビズ ID の取得が必要です。G ビズ ID の取得は 2 ~ 3 週間かかるため余裕を持って準備してください。
- ※電子メールの場合、公募締切日の17:00までに到着が確認できたもの。
- ※郵送の場合、公募締切日の17:00 必着。
- ※公募締切日の1ヵ月前までに2.(1)~(5)に記載のある伝産法の規定に基づく計画の申請を行っている若しくは認定を受けていることが必要となります。なお、令和6年度に新規に伝統的工芸品に指定された事業者等にあっては受付期間内とします。

(3) 提出書類

①J グランツで申請する場合

J グランツで申請する場合の書類等の提出方法については、電子申請マニュアルを参照してください。(7.(1)参照)

②電子メール、郵送で申請する場合

以下の書類を各経済産業局担当課あてに提出して下さい。なお、必要に応じて 追加資料の提出及び説明を求めることがあります。提出書類等の返却は致しません。

電子メールで提出する場合は、添付する書類はPDF形式またはExcel形式とし、メール件名は「【伝産支援補助金】事業計画書(団体名・企業名)」としてください。メールを受信した後に各経済産業局の担当者より、受信確認の返信を行います。

2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが提出された部署まで電話でご連絡ください。なお、添付ファイルは合計 10MBまでとなるようにしてください。ファイルサイズが 10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

郵送で提出する場合は、封筒に赤字で<u>「伝統的工芸品産業支援補助金事業計画</u> 書<u>在中」</u>と記載して下さい。

提出書類等に関して、伝産法の規定に基づき各種計画を提出した都道府県等と情報共有をさせて頂きますので、あらかじめご了承下さい。

【提出書類】※用紙サイズは全て A4 (ホチキス止め不可。)

- ① 伝統的工芸品産業支援補助金事業計画書 (P.21) ※Excel 形式の様式により作成のこと。
- ② 別紙様式 (P.22~30) ※必要に応じて作成すること。
- ③ 各種計画(振興計画・活性化計画等)の認定申請書(総会議事録等の部

分は除く) (写し)。

- ④ 直近の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、直近1年間の事業内容の概要を記載した書類)(写し可)。
- ⑤ 組合等にあっては、定款又は登記簿謄本(登記事項証明書)、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿(写し可)。
- ⑥ 企業等にあっては、会社概要がわかるパンフレット等、役員名簿(別添)、 直近の営業報告書等、従業員数がわかる資料、資本の額又は出資の総額 がわかる資料(写し可)。
- ⑦ 旅費、謝金等に係る規程があれば添付して下さい。
- ⑧ その他、事業内容がわかる参考資料等があれば添付して下さい。

【提出部数】

1部

【注意事項】

- ●用紙サイズは、全て**A4**で統一し、左上1箇所でクリップ止め(ホチキス止め不可)して下さい。
- ●電子メールで提出する場合は、全てA4サイズのPDF形式として下さい。

(4) 採択方法

以下の評価基準に基づき、各経済産業局による審査、経済産業省本省による審査をそれぞれ行います。経済産業省本省による審査は外部有識者を含む審査委員会にて行います。採択にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、希望する金額が減額される場合があります。また、同一組合・企業等が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合、複数の組合・企業等が同一の事業内容で本制度に申請している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

また、必要に応じ、申請内容についてヒアリングを求めることがあります。 なお、各事業の評価・審査の経緯等に関する問い合わせには回答できませんの で、あらかじめご了承下さい。

【評価基準】

- ① 計画との整合性
- ・各種計画の認定を既に受けているか、あるいは申請時において、計画認定 の申請済みであるか。
- ・計画と補助事業に整合性があるか。

② 実施体制

- ・事業を実施するために必要な財政基盤と一般的な経理処理能力があるか。
- ・事業を実施するために必要な人員が確保され、体制(役割分担)が整備されているか。

③現状把握、課題の認識等

- ・産地等の現状を捉えているか。また、整理ができているか。
- ・産地等の課題、問題点について、把握、整理できているか。 また、課題の優先度について、整理できているか。
- ・自らの強みと弱みをきちんと捉えられているか。
- ・産地として目指している方向性(ビジョン)について、整理できているか。
- ・これまで実施した事業の分析結果、課題、問題点、改善点等を把握・整理されているか。

④事業の目的・目標設定

- ・事業の目的は、産地の現状・課題、前回事業等これまでの取組から得た成果等を踏まえた上で、適切に設定されているか。
- ・事業の目的は、将来の展望(中長期ビジョン、自立化等)を見据えて設定 されているか。
- ・定量的な事業目標が定められており、目標値は実現性があるか。過小・過大ではないか。
- ・目標等の達成度合いについて評価する方法が明確にされているか。
- ・当該事業を実施する意義が明確になっているか。

⑤事業内容

- ・事業内容は、いつ、どこで、誰が何を実施するのか整理できているか。
- ・事業内容は、事業目的との整合性があり、目標を達成するのに妥当な内容か
- 事業内容に、必要性・緊急性があるか。
- ・事業内容に、これまでの事業にない工夫がされており、新規性や、革新性 が認められるか。
- ・事業内容に、独自性・独創性があるか、または、事業の工夫等があるか。
- ・事業内容に、社会的ニーズや将来性を見据えた戦略性があるか。
- ・社会情勢を踏まえ、柔軟に対応できる戦略性があるか。
- 事業の実施方法や事業規模が適正であり、実現可能なものになっているか。
- ・事業の発信先は適正か。(ex 需要開拓事業であれば実施場所や相手等)
- ・事業内容を実現する手法が具体的であり、スケジュールが適切か。

⑥効果・成果

- ・本事業の実施による、参画事業者および産地全体に対する効果が明確か。 また、その評価方法は明確になっているか。
- ・予想される事業成果が高く、他産地の取組を促進するモデル事業となる事 が期待できるか。また、その手法は明確になっているか。
- ・事業の成果物(製品、ノウハウ等)の効果的な活用方法が検討されている か。

- 事業の効果・成果をどのように検証するか、整理できているか。
- ・補助事業終了後、どのように自主事業としての位置づけを行い、継続的な ビジネス展開を進めるか、その方法について整理できているか。

⑦事業の実施体制

- ・事業者の主体性・自立性があるか(外注先等に丸投げしていないか)。
- ・事業を実施するために必要な経理処理能力は十分か。
- ・事業に関する知見、専門性、ネットワークを有しているか。
- ・外部有識者が参画する場合、選定理由や実績について整理できているか。
- ・事業実施における参画事業者数は、目的や事業内容、産地の規模に鑑みて 十分か。

⑧経費の効率性

- ・ 積算内訳が適切か。
- ・経費が事業の内容・効果に対して過大ではないか。
- ・業務遂行における必要最小限の人員等になっているか。

⑨総合的観点からの評価

- ・産地等、伝産の振興のために取り組む事業であるか。
- ・マーケティング、ブランディング等を見据えた、総合的な取組となっているか。
- ・WEBや広報媒体の活用等、商品やイベントの明確なPR戦略があるか、 等。

<以下⑩、⑪及び⑫は、活性化計画、連携活性化計画、支援計画への応募事業者について、⑪な皇応募事業者について、①~⑨の申請内容について問題がない案件についてのみを対象とした加点措置。>

⑩ 賃上げの実施表明をしているか

- ・補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間において、以下のいずれか条件を満たす目標を掲げ、事業計画書提出時に別紙4 (P.29) の誓約書を提出している場合。
 - 1.令和8年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - 2.令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの 平均受給額(※)」を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加さ せる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額とする。」

※補助事業終了後、様式第13 (P.30) と併せて、実施状況を提出すること(様式任意)。

※補助事業終了後に実施する実施効果報告時に、正当な理由なく、誓約した水準に達してい

なかった場合には、その企業名を公表することとする。

- (1)パートナーシップ構築宣言をしているか
- ※事業計画書の提出時にパートナーシップ構築宣言文の写しを添付すること。
- (型ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。)
- ・以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満た す場合、加点措置となります。
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に 基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)
- ③「魅力発見!三陸常磐ものネットワーク」に参加登録を行い、以下のHP において取組事例が公表されているか(応募締切日前日時点)。

https://sjm-network.jp/category/introduction/

- 【例】「魅力発見!三陸常磐ものネットワーク」に参加して、弁当、社食、キッチンカー等を 通じた「三陸・常磐もの」を消費する取組を行っている事業者を加点対象とする場合。
- ※「魅力発見!三陸常磐ものネットワーク」の HP において自社の取組事例が紹介されているページの写しを申請書に添付して提出するとともに、当該ページの URL を申請書に記載すること。提出があった場合、加点措置となります。

【注意事項】

- ●①、②を満たしていない事業については他項目の評価にかかわらず、採択されません。
- ●③~⑨は審査の目安となる基準であり、項目全てが事業計画に反映されている必要はありませんが、審査に際して重要な事項であるため、十分に検討の上、作成してください。

(5) 結果通知

審査結果(採択又は不採択)については後日、各経済産業局から申請事業者あて通知します。その結果、採択となった方は、別途、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付にかかる必要な手続きを行って頂きます。

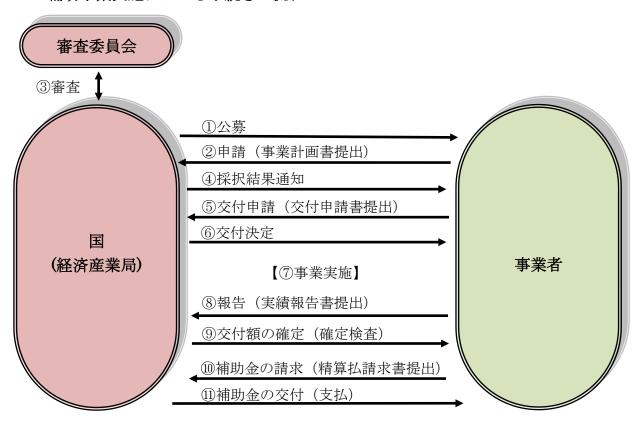
採択結果の通知方法は、J グランツによる採択結果は、原則、J グランツにて通知を行います。電子メールおよび郵送での申請の場合は、通知文書を電子メー

ル若しくは郵送で通知を行います。

なお、補助金の交付手続きにあたり、事業内容等について事業実施に伴う費用 対効果が最大となるように、事業内容を検討するとともに、実施体制の整備を行っていただきます。

また、採択事業については、事業者名等を公表します。

8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ



9. 補助事業者の義務

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)並びに伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱で定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることがあります。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金 等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

10. その他

- (1)原則として補助金の支払いについては、補助事業終了後の精算払いとなります。 通常、事業が完了した日から起算して30日以内、又は翌年度4月10日のいず れか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いにな ります。(交付要綱 様式第8)
- (2)補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局等が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

- (4) 事業の完了した日の属する年度及び翌年度以降5年間、毎年度終了後30日以内に補助事業により行った事業の成果(KPI達成状況)について報告してください。(交付要綱 様式第13)
- (5) 中小企業技術革新制度(SBIR)について 本補助金は、「中小企業技術革新制度(SBIR)」において、「特定補助金等」 の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、そ の成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることが できます。詳細については、次のホームページをご参照ください。

https://sbir.smrj.go.jp/about/develop.html

二 受付先及び問い合わせ先

○各経済産業局等

<組織の名称・	<所轄地域>		<e-mailアドレス></e-mailアドレス>
担当窓口>	(都道府県)	<所在地・TEL>	
北海道経済産業局	北海道	〒060−0808	bzl-hokkaido-seizojoho@meti.g
地域経済部		札幌市北区北8条西2-1-1札幌第1合同庁舎	o.jp
製造・情報産業課		TEL:011-709-1784 (直)	
東北経済産業局	青森 岩手 宮城	〒980-8403	bzl-thk-brand@meti.go.jp
産業部商業・流通	秋田 山形 福島	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	
サービス産業課		TEL:022-221-4923 (直)	
地域ブランド展開			
支援室			
関東経済産業局	茨城 栃木 群馬	〒330−9715	bzl-kanto-densan@meti.go.jp
産業部 :	埼玉 千葉 東京	さいたま市中央区新都心 1-1	
流通・サービス産	神奈川 新潟	さいたま新都心合同庁舎1号館	
業課地域ブランド	山梨 長野 静岡	TEL:048-600-0314 (直)	
展開支援室			
中部経済産業局	富山 石川 岐阜	∓460−8510	bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp
産業部	愛知 三重	名古屋市中区三の丸 2-5-2	
製造産業課		TEL:052-951-2724 (直)	
近畿経済産業局	福井 滋賀 京都	〒540−8535	bzl-kin-densan@meti.go.jp
産業部	大阪 兵庫 奈良	大阪市中央区大手前 1-5-44 合同庁舎第1号館	
製造産業課	和歌山	TEL:06-6966-6022 (直)	
中国経済産業局	鳥取 島根 岡山	〒730−8531	bzl-monozukuri@meti.go.jp
地域経済部	広島 山口	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	
製造産業課		TEL:082-224-5630 (直)	
四国経済産業局	徳島 香川 愛媛	〒760−8512	bzl-shikoku-shinjigyo@meti.g
地域経済部	高知	高松市サンポート 3-33	o.jp
新事業推進課		高松サンポート合同庁舎	
		TEL:087-811-8517 (直)	
九州経済産業局	福岡 佐賀 長崎	〒812−8546	bzl-kyusyu-densan@meti.go.jp
地域経済部	熊本 大分 宮崎	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	
製造産業課	鹿児島	TEL: 092-482-5446 (直)	
沖縄総合事務局	沖縄	〒900−0006	bzl-
経済産業部		那覇市おもろまち 2-1-1	okinawa_densan@meti.go.jp
地域経済課		那覇第2地方合同庁舎2号館	

○経済産業省本省

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室

所在地:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL:03-3501-1511 (内線) 3651~3652

三 計画書の様式(※Excel 形式の様式により作成のこと)

令和 年 月 日

○○経済産業局長 殿

申請者住所 (郵便番号、事務所・本社等所在地) 申請者氏名 (名称、代表者の役職及び氏名) ※押印は不要です。

伝統的工芸品産業支援補助金事業計画書

伝統的工芸品産業支援補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

事業名	
申請事業のポイント	
※箇条書き。	
2~3行程度で簡潔に。	
事 業 名	
申請事業のポイント	
※箇条書き。	
2~3行程度で簡潔に。	
事業名	
申請事業のポイント	
※箇条書き。	
2~3行程度で簡潔に。	

※申請事業毎に記入してください。3事業より多い場合は欄を追加してください。

記

事業計画書:(別紙1)のとおり経費積算内訳:(別紙2)のとおり

・過去の補助事業について:(別紙3)のとおり

その他参考資料

- (注) 1. 用紙のサイズはA4縦向きとする。
 - 2. 別紙は必要に応じて作成すること。

紙1)		- Mr	-1	
rh =+ 1	y or till all	事業	計画書	
	手の概要 申請者名			
(1)	中胡有石			
(2)	法人番号			
(3)	代表者の役職・氏名			
(4)	担当者の役職・氏名			
(5)	住所		\\	
(0)				
(6)	Eメールアドレス			
(7)	電話番号			
(8)	ファックス番号			
(0)	フ			
(9)	申請者の構成		参画企業数(事業所数)	組合総企業数(事業所数)
		指定産地組合 指定産地組合以外		
		相 足胜心祖 口 以 外		
		※「参画企業数(事業所数)」には、当該事業に 申請者が指定産地組合又は指定産地組合を含む場 (連携活性化事業等、複数の指定産地組合等がある。	合は、当該組合内における伝統的工芸品の	製造を行う企業数(事業所数)を記載。
		例:指定産地組合員(2社)と指定産地組合員以		
		(例)	参画企業数(事業所数)	組合総企業数(事業所数)
		指定産地組合 指定産地組合以外	2 3	10
(10)	中津老の山芹畑			如众公山井柘
(10)	申請者の出荷額	指定産地組合	参画者出荷額	組合総出荷額
	Nex -1-100 -1-100 - 0 0			
	※支援事業、産地プロデュー サー事業は記載不要	指定産地組合以外		
	サー事業は記載不要	指定産地組合以外 合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 目 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出	
. 計画・		合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出	荷額欄に記載。 (連携活性化事業等、複数 次振興計画
. 計画· (1)	サー事業は記載不要	合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。)	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画・	サー事業は記載不要事業の概要計画名	合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日)	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。)	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1)	サー事業は記載不要事業の概要計画名	合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日)	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。)	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間	合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日)	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。)	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画· (1) (2)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間	合計 ※「参画者出荷額」には、 <u>当該事業に参画する申</u> 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日)	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。)	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画· (1) (2)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 富十画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
(1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)
. 計画 (1) (2) (3) (4)	サー事業は記載不要 事業の概要 計画名 計画の実施期間 事業名 他の補助金への申請状況	合計 ※「参画者出荷額」には、 当該事業に参画する申 合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸。 の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所加 (西暦) (月日) 年 月 日	品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出属する指定産地組合ごとに記載。) 振興計画の場合、第	荷額欄に記載。(連携活性化事業等、複数 次振興計画 (西層) (月日)

目指す姿と課題解決へ	の方針					
【目指す姿と課題解決	への方針】					
・今後の産地等の目指	す姿について、組合	(又は事業者) のビジョ	ョンを記載。			
目指す姿を実現する	ために、上段の課題	をどのように解決し、琤	見状をどう変化させてい	くか、取組方針を記載。	,	
				7		
事業の取組内容						
·						
事業中際にのいて	日仕的に与たびって	じの トミに 中性 ナナのよ	L. +. 007tr (-==1de)			
		どのように実施するのか		40 0 I de		
		定であることがわかるよ				
のかも合わせて記載。					か明記! 猫助やの	
		それぞれ設定された頃E	目について、 <u>具体的にど</u>	(の程度の量で実施する)	からに し、抽め立め	父付を受けた際には <u>3</u>
報告時にその結果につ		それぞれ設定された唄目	目について、 <u>具体的にど</u>	の程度の量で実施する	<u>がりに</u> し、袖め並の	父付を 党 けた除には <u>3</u>
報告時にその結果につ	<u>いて明記</u> すること。	それぞれ設定された頃 ・研修の回数及び補助す		(の程度の量で実施する)	<u>がりに</u> ひ、袖め並の	父付を受けた際には <u>』</u>
報告時にその結果につ 後継者等育成事業	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・		事業期間内の受講者数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研修の回数及び補助事展示会等出展回数(た)	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助事 ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・ 意匠開発事業・新・ 過去事業の成果分析	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・ 意匠開発事業・新・ 過去事業の成果分析	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助事 ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・ 意匠開発事業・新・ 過去事業の成果分析	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 き数			
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・ <mark>過去事業の成果分析</mark> ・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助事・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・ <mark>過去事業の成果分析</mark> ・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 <mark>容</mark> とすること。	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	
報告時にその結果につ 後継者等育成事業・ 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・ 過去事業の成果分析・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助事・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 登とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの 性等について説明。 (月)	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開拓事業・・ 意匠開発事業・新 ・過去事業の成果分析 ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開発事業・新 ・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業実施期間とスケジ (西層) 年	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た ・新意匠・新商品の開発 容とすること。 本補助金の対象外である	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 終数 ることに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開発事業・新 ・過去事業の成果分析・ ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業変の優位性 ・事業変の優に関始を表す。 ・上欄に開始を定日、	<u>いて明記</u> すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す・展示会等出展回数(だ・新意匠・新商品の開発をとすること。 本補助金の対象外である 自性、独創性、効果的な (月日) 月	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 後数 5ことに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業・ 需要開発事業・新 ・過去事業の成果分析・ ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業の他性 ・事業を期間とスケジ (西層) 年	いて明記すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 をとすること。 本補助金の対象外である (月日) 月	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 後数 5ことに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業 需要開発事業・新 ・過去事業の成果分析・ ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業変の優位性 ・事業変の優に関始を表す。 ・上欄に開始を定日、	いて明記すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 をとすること。 本補助金の対象外である (月日) 月	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 後数 5ことに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業・ 需要開発事業・新 ・過去事業の成果分析・ ・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業の他性 ・事業を期間とスケジ (西層) 年	いて明記すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 をとすること。 本補助金の対象外である (月日) 月	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 後数 5ことに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)
報告時にその結果につ 後継者等育成事業・ 需要開発事業・新・過去事業の成果分析・ 伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業の優位性 ・上欄に開始をあるのは、 ・下欄に事業全体のス	いて明記すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修の回数及び補助す ・展示会等出展回数(た・新意匠・新商品の開発 をとすること。 本補助金の対象外である (月日) 月	事業期間内の受講者数 ただし、展示会等への出 後数 5ことに留意すること。	展を実施しない場合は コニーズ、将来性、戦略	明記を要しないもの	とする。)

事業名 2) 0								
	目指す姿と課題解決へ	の方針							
									
	【目指す姿と課題解決	への方針】							
	・今後の産地等の目指	針姿について、組合	くくとは事業者	台) のビジョンを	記載。				
	・目指す姿を実現する	ために、上段の課題	夏をどのように	解決し、現状を	どう変化させてい	いくか、取組方針を記載	0		
						7			
	事業の取組内容								
	事未の 収値17日								
	・事業内容について、	具体的に何をどこて	ごどのように実	『施するのかを、	明確に記載。				
)部分は内容が明確にな	るタイミングやどσ	くらいの期間	で取り組む
						の程度の量で実施する			
				- C 107C-ACIC >	o c. sepanice	. 仍任及0至(大ル)。	27 -9180 O. (His) 32 -	· X 1 1 E X 17 / C 1	7, TC 16 / 7, 195
	報告時にその結果につ			77 - 22-40 71	99 ± = === ± ± ==				
	後継者等育成事業		・研修の回数	【及び補助事業期	問内の労識者数				
	需要開拓事業・・					展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
			・展示会等出	展回数(ただし		展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新	展回数(ただし f商品の開発数		出展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	出展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・ ・ <u>過去事業の成果分析</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの)とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	H展を実施しない場合は	明記を要しないもの)とする。)	
	意匠開発事業・新・ ・ <u>過去事業の成果分析</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの)とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの)とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの)とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	根を実施しない場合は	明記を要しないもの	ひとする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・佐産協会事業(WAZ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等出 ・新意匠・新 <mark>9容</mark> とすること	展回数(ただし 商品の開発数 :。	、展示会等への出	展を実施しない場合は	明記を要しないもの	とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・新意匠・親 3 <mark>容</mark> とすること は 本補助金の対	:展回数(ただし :商品の開発数 :。 :象外 であること	、展示会等への出			とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・新意匠・親 3 <mark>容</mark> とすること は 本補助金の対	:展回数(ただし :商品の開発数 :。 :象外 であること	、展示会等への出	展を実施しない場合は		とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の	前商品開発事業・・・ 「を十分反映させた内 でを十分反映させた内 でA展等)への出展は	・展示会等は ・新意匠・親 3 <mark>容</mark> とすること は 本補助金の対	:展回数(ただし :商品の開発数 :。 :象外 であること	、展示会等への出			とする。)	
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・新意匠・新 野容とすること は本補助金の対	:展回数(ただし :商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	フニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		B)
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		B)
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は ・新意匠・新 野容とすること は本補助金の対	:展回数(ただし :商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	フニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		目)
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業 (WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	所品開発事業・・・ を十分反映させた内 ZA展等)への出展は	・展示会等は・新意匠・親国客とすることは本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・新意匠・第 をすること 本補助金の対 は本補助金の対	展回数(ただし 所商品の開発数 :。 像外 であること	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦) 年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無奈匠・第 をすること 本補助金の対	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦) ・上欄に開始予定日、 ※補助対象となるのは	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無言匠・第 ・新意とすること 本補助金の対 は自性、独創性 月	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 事業の優位性 ・事業実施期間とスケジ (西層) ・上欄に開始予定日、 ※補助対象となるのは、下欄に事業全体のス	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無言匠・第 ・新意とすること 本補助金の対 は自性、独創性 月	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 ・事業毎に当該事業の 事業実施期間とスケジ (西暦) ・上欄に開始予定日、 ※補助対象となるのは	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無言匠・第 ・新意とすること 本補助金の対 は自性、独創性 月	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 事業の優位性 ・事業実施期間とスケジ (西層) ・上欄に開始予定日、 ※補助対象となるのは、下欄に事業全体のス	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無言匠・第 ・新意とすること 本補助金の対 は自性、独創性 月	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$
	意匠開発事業・新・過去事業の成果分析・伝産協会事業(WAZ 事業の優位性 事業の優位性 ・事業実施期間とスケジ (西層) ・上欄に開始予定日、 ※補助対象となるのは、・下欄に事業全体のス例:〇月 実行委員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・展示会等は ・無言匠・第 ・新意とすること 本補助金の対 は自性、独創性 月	:展回数(ただし、 (活商品の開発数 :。 (象外であること ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、展示会等への出	コニーズ、将来性、戦略	性等について説明。		$\overline{}$

目指す姿と課題解決	への方針						
【目指す姿と課題解	決への方針】						
_	指す姿について、組合	(又は事業者) のビジ:	ョンを記載。				
	るために、上段の課題を			いくか、取組方針を記載			
				\neg			
		_					
事業の取組内容							
		I.	I	I	1		
事業内容について	、具体的に 何をどこで 。	どのように宝施するのも	いた 田確に記載				
	、共体的に 何をとこで まっていること、未確別			n部分1+内容が明確1-+	スタイミンがめじ	のくらいのザ	問で取り細れ
	。 <u>特に以下の事業は、</u>	てれてれ設正された項目	目について、 <u>具体的に</u>	この程度の重じ美施する	か明記 し、開助金	の父付を安け	7た除には <u>夫績</u>
	<u>ついて明記</u> すること。						
	業・・・・・・・・						
需要開拓事業・		・展示会等出展回数(カ	ただし、展示会等へのと	出展を実施しない場合は	明記を要しないも	のとする。)	
意匠開発事業・	新商品開発事業・・・	・新意匠・新商品の開発					
過去事業の成果分	析を十分反映させた内容	容とすること。					
			ることに留意すること。				
	AZA展等)への出展はス		ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
· <u>伝産協会事業(W</u>			ることに留意すること。				
・ 伝産協会事業(W. 事業の優位性	AZA展等)への出展はオ	本補助金の対象外 である					
・ 伝産協会事業(W. 事業の優位性		本補助金の対象外 である			性等について説明。		
・ 伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業	AZA展等)への出展はZ	本補助金の対象外 である			性等について説明。		
・伝産協会事業 (W.) 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ	AZA展等)への出展はZ	本補助金の対象外 である		ウニーズ、将来性、戦略			(B)
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である		ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	性等について説明。		(B) B
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)	Я	
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等)への出展は2 の新規性、先進性、独に ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等) への出展は2 の新規性、先進性、独自 ジュール (月)	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会的	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層)	AZA展等) への出展はな の新規性、先進性、独自 ジュール (月) 年	本補助金の対象外 である	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層) ・上欄に開始予定日 ※補助対象となるの	AZA展等) への出展は2 の新規性、先進性、独ロジュール (月) (月) 年	自性、独創性、効果的な (月日) 月	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・ 事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層) ・ 上欄に開始予定日 ※補助対象となるの	AZA展等) への出展はな の新規性、先進性、独自 ジュール (月) 年	自性、独創性、効果的な (月日) 月	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業 (W. 事業の優位性 ・ 事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層) ・ 上欄に開始予定日 ※補助対象となるの	AZA展等)への出展はZ	自性、独創性、効果的な (月日) 月	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層) ・上欄に開始予定日 ※補助対象となるの ・下欄に事業全体の	AZA展等)への出展はオースケジュールを詳細に記員会	自性、独創性、効果的な (月日) 月	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		
・伝産協会事業(W. 事業の優位性 ・事業毎に当該事業 事業実施期間とスケ (西層) ・上欄に開始予定日 ※補助対象となるの・下欄に事業全体の例:○月 実行委	AZA展等)への出展はオースケジュールを詳細に記員会レット作成	自性、独創性、効果的な (月日) 月	な工夫、緊急性、社会に	ウニーズ、将来性、戦略 (西層)	(月)		

	びそれに対して今年度事業で到達を予 ・定量的な指標を用いて目標を立てる (例:新商品を●件開発する。展示会		(いつ)までに●(誰・何人)	が●(技術・レベル)を
	習得など。))			
	事業名	認定計画記載の目標	今年度事業	さるの日梗
	0	がた 引回 し 親り 口 特	7 千尺 尹2	トとの口伝
	0			
	0			
	・前年度以前から本補助事業を活用し 時点での達成状況を記載のこと。 ・今年度から開始する事業についてに	.継続する事業については、当該事業が記載された は、空欄のままとすること。	計画において設定した目材	票(KPI)の、申請
	事業名	認定計画記載の目標 (●年度)	直近実績 (●年度)	達成率
	0			
	0			
	0			
1) 期待できる効果	策(事業の成果・効果) 			
・当該事業を実施す	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。			
・当該事業を実施す	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。			
・当該事業を実施す ・事業実施主体また	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。			
・当該事業を実施す ・事業実施主体また 2) 成果の活用・普及	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。	カか記載。		
・当該事業を実施す ・事業実施主体また 2) 成果の活用・普及 ・補助事業終了後に、	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。 方法	7分記載。		
・当該事業を実施す ・事業実施主体また 2) 成果の活用・普及 ・補助事業終了後に、	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。 方法 本事業による成果・効果をどのように活用する	カか記載。		
・当該事業を実施す・事業実施主体また(2)成果の活用・普及 ・補助事業終了後に、3)自主事業としての	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。 方法 本事業による成果・効果をどのように活用する			
・当該事業を実施す・事業実施主体また(2)成果の活用・普及 ・補助事業終了後に、 3)自主事業としての	ることで期待できる効果。 は産地全体に見込まれる効果等を記載。 方法 本事業による成果・効果をどのように活用するの 位置づけ、今後の事業展開の進め方			

(別表)						
	ı	ı	事業	者の役割分担		
1. 産地の	り事業者					
	事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等	
2. 産地タ						
-						
	事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等	
	2 717 11	717122	000110000	III. Sa	7711-5-12E 111-13	_
3 外部の	」 D専門家、委員等					
О, УГДР-	7-5112/(2,2-0					
	氏名	所屋	<u></u> ・役職	業種	専門分野、役割、選定理由等	
	10/11	77171-49	1	米 ·庄	于17751、区部、医凡在田寺	
/ 禾红 .	 ・外注先(想定する予	 完生がある提合の プラ	1 計)			
4, 安乱	・外土元(忠足する)	圧元ルめる物点のみ; 	U = X /			
	古类山内	契約予定日	初外又中期門	源宁七汁 (北夕莊名,随	 意契約の場合はその理由も併記のこと)	
	事業内容	奖約予定日	契約予定期間	選足万法 (拍石競争・随	息契約の場合はその建田も併記のこと)	
						-
						-
					1	
	(\(\sigma\) 1 \(\delta\) 1 \(\d	 	74/mall 01/2	# # # 0 0 > 4 0 00 12 1/ 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
				構成員のうち実際に当該事業に参	別する事業者名を記載した上で、	
			当該組合名等を記載し			
				の別を記載ください。		
			って、事業者が組合等	『に所属していない場合は、各事業	者の伝産品名がわかるように「業種」の欄に	
		を追記ください。				
	4. 必要に応	じて記入欄を増やして	て差し支えありません	' 0		
					The state of the s	1

経費計画書

1. 補助対象経費等

(単位:円)

タカロ ハ	国庫補助事業	国庫補助	自己調達	国庫補助金	備
経費区分	に要する経費	対象経費	資金等	交付申請額	考
合計					

- ※ 3. 経費積算内訳のとおり。
- ※「国庫補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。
- ※「国庫補助対象経費」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。
- ※「自己調達資金等」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、「国庫補助金交付申請額」以外の額。
- ※「国庫補助金交付申請額」とは、「国庫補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度額
- は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。
- 2. 補助事業に要する経費の調達方法

(単位:円)

費目	金額
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
申請者の自己資金	
その他(借入金・参加者	
金等)	
国庫補助金申請額	
合 計	

3. 経費積算内訳(国庫補助対象経費の算出基礎)

(単位:円)

							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
経費区分	費目		算出	基礎			備考
(事業名)	貸 日	(経費内容)	(単価)	(員数)	(回数)	金額	1)用行
【記載例】 需要開拓事業	企画会議費	委員謝金	8,000 円	5 人	2 回	80, 000	
合計							

※振興計画の後継者育成事業における①後継者・従事者育成、②若年層等後継者創出育成の内容は、それぞれ 内容に、各々①、②と記載した上で記述すること。

※算出基礎の「(経費内容)」については、生産設備等・原材料購入の場合は購入する物品名を記載すること。

※委託・外注で行う経費は、備考欄に「委託・外注」と記載する。

(別紙3)

過去3年間で本事業の活用実績がある場合は、申請事業別に本紙を作成してください(過去3年間、本事業の活用実績がない場合は作成不要)。 過去の補助事業について

事業名:

令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績・実績見込み)
1) 事業目的	1) 事業目的	1) 事業目的
※補助金申請時に記載した目的を簡潔に記載してくださ		
い。		
2) 実施内容(時期・場所・内容)	2) 実施内容(時期・場所・内容)	2)実施内容(時期・場所・内容)
※いつ、どこで、何を行ったのかを簡潔に記載してくだ		
さい。		
3)実施体制	3)実施体制	3)実施体制
4) 実施事業の評価(得られた成果・効果、得られた課	4) 実施事業の評価(得られた成果・効果、得られた課	4) 実施事業の評価(得られた成果・効果、得られた課
題・問題)	題・問題)	題・問題)
※定量的に記載してください。		

[※]申請事業ごとに1ページ以内で作成してください。事業を複数実施した場合は、事業ごとに本様式を作成してください

賃金引上げに係る誓約書

令和7年度伝統的工芸品産業支援補助金の申請に際し、次の1及び2について誓約いたします。

1. 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間において、 令和8年以降に開始する申請者の事業年度において対前年度比で、又は令和8年 以降の暦年において対前年比で、

「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を % 以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- (※)中小企業等においては、「給与総額とする。」
- 2. 補助事業終了後に実施する事業化状況等報告時に、

加点要件である「給与等受給者一人当たりの平均受給額の引上げ」が、正当な理由なく誓約した水準に達していない場合には社名を公表することについて、予め承諾すること。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇〇 所在地 代表者氏名 〇〇 〇〇

<参考:事業実施後に提出(5年間)> ※公募開始時点での案となります。

様式第13(交付要綱)

番 号 年 月 日

経済産業局長 殿

住 所

補助事業者名

名 称

伝統的工芸品産業支援補助金に係る実施効果報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、令和 年度の事業における数値目標(KPI)の達成状況について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 伝統的工芸品の品目名(都道府県単位での製造地域) 【記載例】九谷焼(石川県)、江戸切子(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県)
- 2. 計画名 (事業名)

【記載例】振興計画(需要開拓事業、後継者育成事業:若年層等後継者創出育成) 活性化計画(活性化事業)

3. KPI達成状況

事業名	補助事業申請時に 設定した 補助事業中KPI	令和	年度実績	補助事業中KPIに 対する達成状況 (%)

(注) 本様式は、日本産業規格A4 縦型とすること。